

2.4 委嘱委員

附則第1、2、3条

2.4.1 民生委員(3名) 各丁目毎に1名

附則第1、2、3条

- ・福祉サービスや育児支援サービスなどの相談と助言
- ・関係機関とのパイプ役
- ・高齢者情報の管理
- ・福祉委員と連携した活動

※西紅陽台の民生委員3名を推薦した後、

民生委員推薦委員会(各自治会、町内会の会長出席)の会合により地区として最終選出
※任期は3年(12月1日～3年間)。理事は任期2年であるが民生委員のみ退任後も継続する。

2.4.2 愛育委員(9名)

附則第1、2、3条

- ・岡山市各小学校区ごとに組織されたヘルスポランティア組織
- ・七区学区愛育委員は、西紅陽台9名、西・北七区から9名、計18名で構成
- ・以下の生涯にわたる健康づくりを推進
 - 1)子育て支援 幼児健診への協力、赤ちゃんサロンの実施、親子クラブへの支援など
 - 2)高齢者支援 一人暮らしの高齢者への声かけ・見守りなど
 - 3)健康づくり
 - ・がん検診などの受診勧奨と援助
 - ・ミニ健康展の開催
 - ・ウォーキングマップ(くらしき まち歩き さと歩き マップ)の普及啓発活動など

2.4.3 栄養委員(1名)

附則第1、2、3条

地域の食生活改善活動や健康づくりのための普及活動を行う

2.4.4 リサイクル推進委員(3名:副会長が兼務)

附則第1、2、3条

- ・各丁目のごみステーションの管理
- ・一般廃棄物減量化・リサイクル等の対策について、市と市民とのパイプ役
- ・以下の活動を推進する
 1. 地区における一般廃棄物の減量化・リサイクルの普及及び啓発など
 - A:資源回収等の指導・推進
 - B:ゴミの分別の徹底、搬出日、時間厳守の指導
 2. 市民に対する一般廃棄物の収集、処分等に関する意見または助言および指導
 3. 不法投棄の防止のための市への協力など
 - A:不法投棄者に対する注意および指導
 - B:不法投棄を発見した場合の市への連絡

<活動・作業項目>

- ①ごみステーションの保全
 - ⇒台風などにより被害を受けた場合の修復、補助金申請など
 - ⇒老朽化した箇所の修理など
- ②掃除当番の管理
 - ⇒集合住宅居住者、非会員への当番申し入れ

2.4.5 西紅陽台分館(3名)

附則第1、2、3条

分館長(1名)

附則第5条

- ・分館全般の維持運営、統括管理

<活動・作業項目>

① 灘崎公民館との交渉

⇒老朽、故障、改善箇所を要望書として提出

※ファンス修復、駐車場ストッパ設置、花壇のひび割れ、蛍光灯LED化など

分館事務長(1名)

・西紅陽台分館の利用者及び施設の管理事務

<活動・作業項目>

① 分館利用者管理

⇒利用者との集会(交流)と料金徴収

年2回

⇒利用者からの苦情聴取

※分館長経由して公民館に要望

② 分館利用状況の報告(公民館へ)

月1回

⇒利用者報告書の公民館への提出

※利用者責任者が記入した使用点検書をコピーし、月ごとにまとめて提出

月50~60枚

③ 施設、設備維持管理

⇒消毒液の補充など

⇒分館周辺の剪定・清掃を依頼(お手伝い西紅陽台)

④ 飛び込み利用者への対応

年10回程度

⇒飛び込み利用者には鍵を利用時間のみ貸与。(終了時には返却してもらう)

⇒当日不在等で、対応出来ない場合は分館長に相談。

分館会計(1名)

2. 4. 6 選挙立会人(4名:午前2名、午後2名)

附則第1、2、3条

・岡山市で実施される選挙の立会

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、岡山知事選、岡山県議会議員選挙

岡山市長選挙、岡山市議会議員選挙

※立会人選出はブロック理事の中から輪番制で決定する(2022年度より)

1ブロック(正、副)→2ブロック(正、副)→3...

<活動・作業項目>

① 立会いの主な内容

⇒投票前、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い(午前)

⇒投票用紙を間違いなく投票箱に入れ退場するまでの立会い(午前、午後)

⇒投票後、投票箱の閉鎖の立会い(午後)

⇒投票箱を開票所まで間違いなく運搬することの立会い(午後)

2. 4. 7 福祉委員(班長が兼務)

・高齢者の見守りなど地域の困り事を発見するアンテナ役

※住民の生活・福祉課題や困り事の相談対応・発見(見守り・声かけ)

※地域の民生委員児童委員・主任児童委員や地区社協、専門機関への連絡

※地区社協活動やふれあいサロンなど、福祉活動への参画・協力

※福祉意識に関する啓蒙活動(生活・福祉に関する情報等の周知)

・社会福祉協議会、包括支援センターは「ウェルポートなださき」に事務所設置

<活動・作業項目>

① あんしんカプセルの配給(無料)と普及

対象者は、

・一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で生活に不安を感じている方

・地域のボランティアによる定期的な見守り訪問に同意できる方

⇒配給先宅を副会長に通知し、カプセルを配給してもらう。

・分館にあんしんカプセルとその説明書を用意している

・副会長はカプセル保有者を管理しており、また社会福祉協議会へ連絡する。

② 地域(班内の身近な所)の見守り

⇒電灯のつきっぱなし、新聞が溜まっている等の日常の変化を見守る

⇒変化があれば、当該丁目の民生委員、役員に連絡相談する。

⇒「みつける、しらせる、つながる、ひろめる」がキーワード

2. 4. 8 国勢調査員

・総務大臣、県知事からの委嘱、非常勤公務員

・2020年は6名選出(理事5名、一般1名)